

第6回家畜衛生委員会の会議概要

(畜産・家畜衛生部会常設委員会)

I 日時 平成20年3月3日(月) 13:30~17:00

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】

委員長	戸谷孝治	日本獣医師会理事
副委員長	丸山崇	全国家畜衛生職員会顧問(株式会社中部衛生検査センター副所長)
	市場強	広島県獣医師会理事
	大久保忠宜	東京都獣医師会理事
	大園正陽	鹿児島県獣医師会理事(鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会専務理事)
	高橋勝一	宮城県獣医師会事務局長
	武隈俊和	北海道獣医師会理事(北海道石狩家畜保健衛生所長)
	丹波義彰	神奈川県獣医師会(神奈川県足柄家畜保健衛生所長)
	新田正憲	富山県獣医師会(富山県東部家畜保健衛生所長)
	函城悦司	兵庫県獣医師会(兵庫県立農林水産技術総合センター淡路農業技術センター所長)
	森川政道	愛媛県獣医師会(愛媛県八幡浜家畜保健衛生所防疫課長)

【農林水産省】

小原健児(消費・安全局動物衛生課課長補佐)

【本会】 山根義久(会長)、大森伸男(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 報告事項
第5回家畜衛生委員会の協議結果
- 2 説明事項(農林水産省)
最近における家畜衛生をめぐる事情
地域における家畜保健衛生業務推進の方向
- 3 協議・検討事項
 - (1) 家畜衛生委員会検討テーマのうち「地域における家畜防疫対策取り組みの現状と課題」についての各委員提出意見の協議・取りまとめ
 - (2) 次回委員会における検討について(協議・検討の方向)

V 会議概要

開会に当たり、山根会長から次の趣旨の挨拶があった。

- (1) 最近、輸入穀物価格の急騰に伴い、家畜飼料等も高騰している。欧米諸国の穀物自給率が平均 100%であるのに対し、我が国は 3 割に満たないような状況であり、今後の安定した畜産物の生産を危惧せずにはられない。
- (2) その一方で、家畜人工授精優良技術発表全国大会や家畜診療等技術全国研究集会等での優秀な発表を聞くに及び、多くの関係者が日々大変な努力を傾注していることを改めて認識するとともに、我が国の畜産に希望を感じる。
- (3) 家畜衛生については、生産物の衛生のみならず、食の安全・安心から、人と動物の共通感染症まで幅広い対応を求められており、特に我が国の畜産物の生産・流通の安全確保のために、本委員会は重要な使命を担うことから、実りある議論を依頼したい。

1 報告事項

第 5 回家畜衛生委員会の協議結果

事務局から、第 5 回委員会の会議概要として、①副委員長に丸山委員が選任されたこと、②農林水産省担当官から福島県でのブルセラ病及び神奈川県でのヨーネ病の疑似患畜について説明がされたこと、③次回の委員会では、各委員から「地域における家畜防疫対策についての現状と課題及び対応の方向」について、意見を提出いただいた上で、開催することとした旨等が報告された。

2 説明事項（農林水産省）

最近における家畜衛生をめぐる事情

地域における家畜保健衛生業務推進の方向

- (1) 農林水産省消費・安全局動物衛生課の小原課長補佐から「最近における家畜衛生をめぐる事情、特に地域における家畜保健衛生業務推進の方向」として、資料をもとに次の内容について説明が行われた。

ア 家畜伝染に対する国内防疫の取組み

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ（平成 19 年）の発生とその対応
- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫演習等実施成績

イ HACCP を活用した飼養衛生管理の仕組み

- ・ 農場段階における HACCP 方式を活用した衛生管理の推進
- ・ 法令制度と認証基準
- ・ 農場指導員の養成

ウ 養豚衛生の取組み

- ・ 養豚農場における衛生対策の推進方向

3 協議・検討事項

- (1) 家畜衛生委員会検討テーマのうち「地域における家畜防疫対策取り組みの現状と課題」についての各委員提出意見の協議・取りまとめ

大森専務理事から、本委員会の開催に先立ち、委員会の検討課題にも関連する内

容として広島県家畜畜産物衛生指導協会の瀧口会長から、家畜衛生の基本的な考え方として、①行政組織の強化、②自衛防疫組織の強化、及び③家畜診療体制の拡充強化の必要性等について意見提起があったことが報告された。

続いて、事務局から各委員提出の意見集約について、さらに戸谷委員長から民間家畜防疫員の現状等について資料に基づき説明された後、次のとおり意見交換がなされた。

ア 地域における家畜防疫対策取り組みの現状と課題

- a 地域により畜産物の生産量、飼養形態、診療体制（共済の診療事業）、自衛防疫の対応はそれぞれ異なっているが、生産者、地域住民、消費者を守るための基幹的役割を担っているのは家畜保健衛生所であり、それらの業務の遂行は日本の畜産を守ることである。
- b 愛媛県では、家保職員が4名退職するが採用は1名である。また、待遇改善策としては平成20年度から初任給調整手当が10年間の期限付きで支給されることとなったが、昨年より毎月の特殊勤務手当がなくなり、管理職以外は日額での手当が支給されることとなった。さらに、機構改革により家畜病性鑑定室は人数を増員して、家畜病性鑑定所となるが、家保は5カ所のうち2カ所が支所となり、2名が課長級から課長補佐級待遇となる。なお、ネットワークについては、共済家畜診療所と家保は病性鑑定等での連携は取れており、開業獣医師も検査依頼に訪れる等緊密な関係にある。
- c 富山県では、全市町村、獣医師会、人工授精師協会、農協が参画して「家畜衛生推進協議会」を設置しており、設立当初の親睦団体的な組織から、現在、年3回鳥インフルエンザ防疫演習を実施したり、市町村での防疫マニュアル作成を依頼する等、充実した活動を行うようになった。市町村からは畜産、公衆衛生部門の担当が出席するが、担当者は事務職で2、3年で移動する等、市町村で温度差がある。一方、獣医師会は、様々な分野を網羅しており、県では、課題対応等の方向性を示してもらうことを期待している。なお、自衛防疫については、これまで市町村と衛指協が中心になりワクチン接種等を実施していたが、農家の減少で地域での関係が希薄になっており、今後、さらに協議会での対応を推進することとしている。
- d 北海道では、家畜保健衛生所の獣医師職員はもとより、開業、共済獣医師、自衛防疫組織の人員もすべて獣医師会の会員であり、ネットワークという観点では相互に連携が取れていると言える。しかし、獣医師職員については、家畜衛生及び食品衛生分野で50名の欠員が出ており、今後、獣医師の確保状況等により業務対応やネットワーク構築に影響があることが懸念されている。そこで、家畜防疫、病性鑑定に基づく疾病診断等は行政が実施するが、生産者や消費者への対応、農家の指導等は家保OB獣医師職員の活用を考慮すべきであり、これをネットワークに組み込むとともに、一方で新規産業動物獣医師の確保のため待遇改善を推進する必要がある。
- e 東京都では、養豚協議会や養鶏協議会が解散し、JAの獣医師1名と共済獣医師2名という状況である。また、動物薬事関係を担当する農林水産部食料安全室に3名の獣医師が勤務しているが、獣医師会を指導監督する立場にあるため、現職にあ

る時は獣医師会を退会してしまう。なお、東京とは、これまで定年再雇用制度は職員定数外であったが、再任用制度への移行に伴い職員定数内となり、獣医師会の会員がさらに減少傾向にあるため、獣医師会では休会制度を検討している。ネットワークについては、家保の指導で獣医師会が自主的に活動しているが、市町村には畜産関係獣医師職がなく、担当が2、3年で移動するといった状況で連携も取れていないが、家保が中心に活動すればネットワークは円滑に機能すると思われる。

f 鹿児島県では、家保を中心に「地区自衛防疫推進協議会」が設置され、その下部組織として、市町村職員の他、共済、開業、農家が参画する「市町村自衛防疫推進協議会」と委託契約を結び、自衛防疫のネットワーク体制を構築しているが、やはり緊急時にはOB獣医師職員を活用した組織体制が必要である。

g 宮城県では、過去においては6カ所の家保に獣医師会の支部と衛指協があり、月1回程度、家保単位で連絡会議、事業推進会議を実施する等連携が取れていたが、家保の整備統合により獣医師会が分離するとともに衛指協も解散して、連携しづらい状況となった。

イ 地域における家畜防疫対策推進のためのネットワーク体制の構築

a これまで家保と農家の関係が緊密であったため情報交換が容易にできる状況にあったが、現在は情報の共有が困難である。一方では高度な飼養技術、衛生管理等の指導が求められており、地域におけるネットワークの構築が必要と考えられる。しかし、家保の職員が不足し、補充する採用者もなく、開業や共済獣医師も高齢化する等、家畜防疫体制を構築するには大変困難な状況となっている。

b ネットワークの議論の方向としては、まず生産者や消費者からの要求が高度化しているということ、そして、家畜衛生業務を考えた場合、単に員数の問題ではなく、専門知識と経験を要する者が求められている。このため疾病の発生予防やまん延防止等の業務については、獣医師の資格だけではでなく、家畜防疫員の身分が必要とされる点も考慮する必要がある。さらに、高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、国、動物衛生研究所、近隣県、公衆衛生分野等から獣医師を動員してもならず、地元の民間獣医師等の協力を求めたことも踏まえる必要がある。

c 家畜衛生関係の勤務獣医師職員の不足や採用難に獣医師会がどのように取り組むのか。さらに、公益法人改革に際し、公益認定を受けるための公益目的事業を推進する上で、地域ネットワークに獣医師会がどのような役割を果たせるのか。この2点を念頭に議論する必要がある。

d 地域防疫対策は、家保が中心に対応するが、近年の人員、予算不足等により、緊急対応、迅速な情報収集が困難な現状を踏まえ、獣医師会がどのような支援体制を構築するか議論する必要がある。大分県でのGPSマップ事業は、県が一元的に実施する必要があり、産業動物獣医師不足の改善については、処遇の見直し、教育現場の整備充実等、大変な時間を要することから、家保OB職員等の活用が近道であるが、まず統一的な研修等で人材養成できる組織体制作りが必要である。なお、ネットワークについては獣医師会が畜産物等の情報を一元化して、相互に共有できる体制の確立に取り組むべきである。

e 神奈川県では、市町村の段階で、災害の際に食肉検査センターの自家発電機を利

用した電気の供給や食料保存のため冷蔵庫の貸与等を取り決めているが、鳥インフルエンザ発生時の小動物開業獣医師による愛玩鳥等の相談窓口としての対応等についても、行政と県獣医師会等が「地域の防疫対策協定」を締結して対応すると良い。

f 家保の獣医師は減員しており、獣医師でなくとも専門知識を有する県職員であれば防疫員となりうる状況であるためか、多くの都道府県が民間獣医師を家畜防疫員に任命していない。緊急時にはやはり専門知識や経験を有する獣医師が不可欠であり、やはり獣医師が知事の権限を有し、県職員の身分を担保する家畜防疫員となるよう獣医師会で働きかけるとともに、獣医師会が防疫員派遣等の役割を果たすことも検討する必要がある。

g 地域の事情にもよるが、家畜防疫員を民間の嘱託獣医師で補うことになると、獣医師職員の職務が奪われ、民間の嘱託を低賃金で雇用するような方向に進むことが懸念される。

h 家畜防疫員については、県が獣医師を任命するのが最良だが、地域により任命せずともマニュアルで対応を依頼したり、任命したくても人材が不足している等様々な状況があり、これを一律とすることは困難である。また、任命していても緊急時に獣医師が不足するケースも想定され、ネットワークは地域に限定することなく、範囲を拡大できるよう柔軟な組織とすることが望ましい。

i 富山県では、現状で民間の防疫員に任命できるのは、家保のOB獣医師職員と共済の若い獣医師数名程度である。過去にOBに話をした際、高齢者は難しいという見解であった。そこで65歳以下のOBを対象とする方向を模索したが、若い職員は獣医師が不足するならOBより他県の獣医師職員の派遣を依頼すべきとの意見であり、このような理想と現実のギャップも考慮すべきである。

j 県が緊急時に獣医師職員が不足すると認識しているなら、OB獣医師職員を活用する研修等は県が企画し、家畜防疫員に任命できるような人材育成の事業を獣医師会に依頼すべきである。

k 地域ネットワークの重要性をまず関係者が理解し、その中で獣医師会、獣医師がどのような役割を担うべきか。さらに、システムはどのような仕組みとするのか検討する必要がある。

l 獣医師会として取り組むためには、しっかりとした事務局執行体制が必要であり、財源確保も考慮する必要がある。そのため、獣医師会が狂犬病予防注射のような公益的な事業への取り組みを模索すべきである。

m 緊急時での対応なら「公益法人の責務」となり得るのではないか。獣医師会で指定した獣医師を派遣するような取組み等も考えられ、緊急課題として恒常的に獣医師が必要な形とし、経費については生産者団体等の受益者負担とするのではなく、行政から支出するのが望ましい。

ウ その他

a 鹿児島県では、家保職員の待遇改善の取組みとして、行政では獣医職について特別職との認識が低いいため、獣医師会が家保職員獣医師の職務等を理解するよう、農政部長に要請するとともに、3月の県議会で議員から質問を依頼したところで

ある。

- b 現在の社会情勢、財政状況等から、すぐに待遇が改善されるとは思えないが、家畜衛生獣医師職員の評価、処遇のあり方は保持しておくべきである。他の職種と業務を取り合う等、厳しい状況の中、理想は掲げながら今出来ること、例えば地方獣医師会が積極的に要請活動を行う必要がある。

(2) 次回委員会における検討について（協議・検討の方向）

戸谷委員長から、次回委員会については、これまでの意見交換、委員提出の意見を踏まえ、報告書の取りまとめ作業を進めることとされ、「家畜衛生委員会協議テーマに係る協議事項」の各項目について、次の各委員に報告書の執筆を依頼することとし、担当の委員に次回委員会までに報告書の素案を提出いただくこととされた。

- 1 地域における家畜防疫対策取組みの現状（大園委員）
- 2 地域における家畜防疫対策の課題（武隈委員）
- 3 地域における家畜防疫対策推進のためのネットワーク体制の構築（丹波委員）
- 4 地域における家畜防疫対策の今後のあり方（丸山副委員長）

4 まとめ

戸谷委員長から、報告書の執筆担当委員は、これまでの意見交換等を踏まえ、5月初旬頃までに、報告書の原案を事務局に提出することとし、これを委員長と副委員長で調整のうえ、5月末から6月の間に次回委員会を開催することとされた。